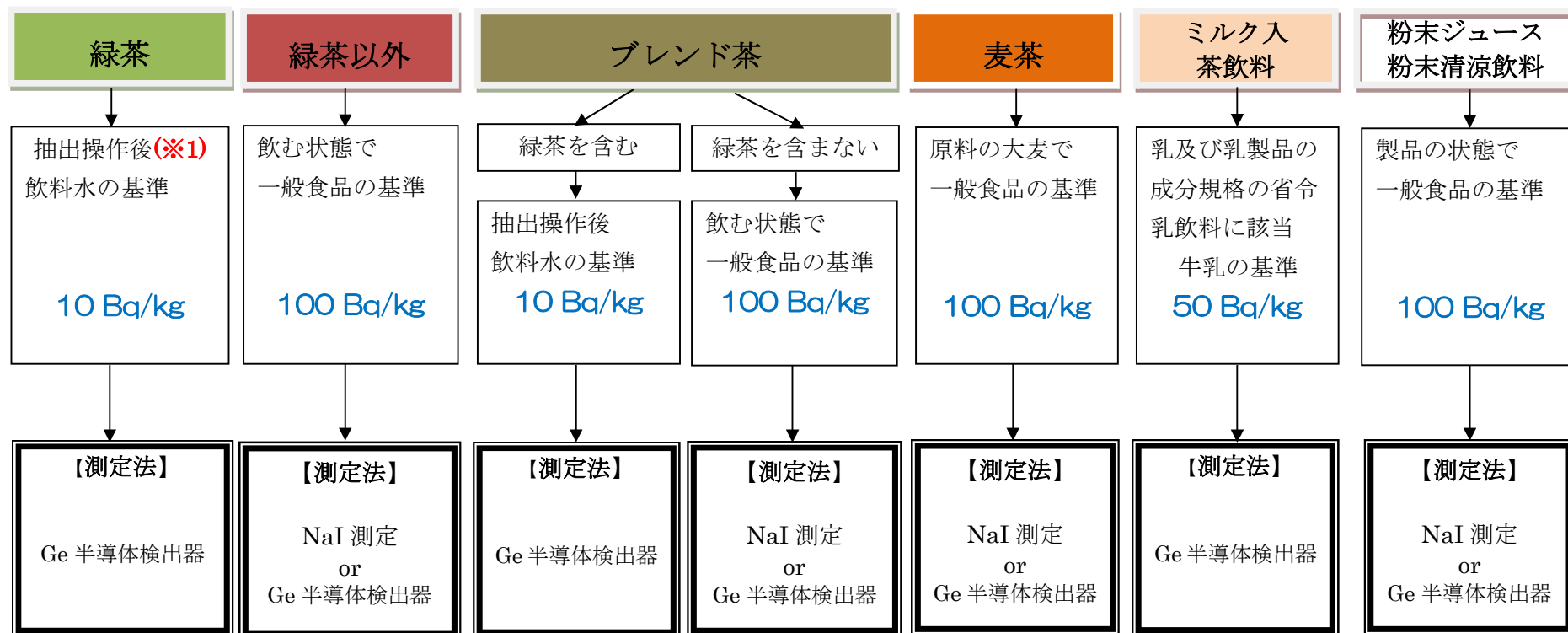


《お茶及び粉末清涼飲料等の区分について》

お茶などは、その種類や飲用形態により適用される基準や検査方法が異なります。

厚生労働省から発表されたお茶の食品区分について以下のとおり簡単にまとめてみましたのでご参考にしてください。



『注釈』

※1) 緑茶などは、茶葉 10g を 30 倍量の 90℃ の熱水で 60 秒抽出し、40 メッシュ相当のふるい等でろ過した浸出液を測定試料とします。

緑茶以外の茶には、紅茶、ウーロン茶、ハーブティー、杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなどがあります。